

第14章 都民の意見を聴く会の意見の概要

第14章 都民の意見を聴く会の意見の概要

都民の意見を聴く会の概要は、表14-1に示すとおりです。

表14-1 都民の意見を聴く会の概要

開催日	令和元年10月29日(火曜日)午前10時開始
会場	立川市錦学習館 講堂(立川市錦町三丁目12番25号)
公述人数	4名

都民の意見を聴く会で公述された意見の概要は、以下のとおりです。

(1) 事業計画

- ア 約200億円以上もかけてつくる必要性はまったくない。羽衣地域で行った住民のアンケートでも、91.4%以上の住民が反対の意思表示をした。
- イ この計画ができたのは今から58年前で、現在は高齢化、人口減、車離れなど、大型道路の建設を経済発展の原動力にしてきた時代ではない。無駄な道路をつくることより、少子化や高齢化社会にふさわしい地方自治を目指すべき。
- ウ 計画の目的に防災性の向上とあるが、東日本大地震や新潟県の糸魚川火災でも道路は役割を果たせず、大型道路は災害対策に効果があるとは言えない。最近の台風で、立川では93年前に建設された日野橋が陥没した。防災のためと言うなら、新しい道路を作るのではなく、現状の道路の整備が重要である。
- エ 計画の目的に渋滞の解消のためとあるが、既に立川通り、芋窪街道、都道145号線は、交通センサスでも平成27年度をピークに交通量は減少している。
- オ 他の都道府県では都市計画道路の見直しをしている。東京都も見直すべき。

(2) 環境一般

- ア 計画道路の区間は4車線だが、都道145号のところで2車線の道路に突き当たり、1日約2万6,000台の車が通ることになる。当然、車の渋滞や滞留、また大気汚染、騒音など相当なものだと考えられる。しかし、東京都は見解書の中では、計画道路と都道145号の交差部の交通処理について、今後、交通管理者と協議をしていくという、無責任な見解を述べている。それでは遅く、今きちんと環境評価をするべきで、改めてこの部分の環境影響調査を要求する。
- イ 羽衣町を東西に分断し、長年にわたり培ってきたコミュニティを破壊し、住宅密集地を通り、騒音や大気汚染や振動など甚大な被害を起こしてまで、計画を強行するのか。羽衣町が分断され、お諏訪祭り、納涼祭、そして、東京都知事がことしも来た羽衣ねぶた祭が全て失われることになる。

(3) 大気汚染

ア PM2.5(微小粒子状物質)の評価はしていないし、できないと書いてある。このPM2.5は大きな社会問題になっていて、粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられ、特に呼吸器系や循環器系の病気を持つ人、お年寄りや子供などは影響を受けやすいと考えられる。この環境影響調査を、PM2.5を含めてやり直すべき。

(4) 騒音・振動

ア 幹線道路の特例である昼 70dB、夜 65dB の指標を使っているが、国連決議の 53dB を大きく超えている。70dB は、大きな声を出さなければ会話ができない、そういったレベル。例えば都の資料でも、新奥多摩街道などでは、この特例さえも超えた実態となっている。

イ 学校環境衛生基準をクリアしているとしているが、これは児童・生徒の教室の窓を閉め切った状態に押し込めることになるのではないか。教育環境に本当にふさわしいのかなど、今回の結果については環境に適正とはほど遠い。

ウ 密集した家がたくさん並んでいるけれども、静かである。そこに巨大な 28m道路をつくれればどんなことになるか、行かれた方はわかるであろう。

(5) 景観

ア 都の考えでは、植樹だけで良好なのか。

(6) その他

ア 公述人が4人、傍聴人が1人か2人しかおらず、非常に低調な参加率である。立川の市報に小さい記事で、あれこれ条件をつけて公述人を募集するとあった。本当に行政側は市民、都民の声を一人でも多く聴きたいと思っているのか、努力をしているのか、とてもそのように感じない。いかにこの環境アセスメントに関して結論ありきみたいな態度、我々の意見などは形式的に聴くのだと、1つの流れの中のプロセスというふうに感じている。きょう公述人や傍聴人が少ないことは、決して市民の関心が低いのではなく、そういう行政側の本当の熱意がない、足らない、不足していることが非常に大きな原因だと思う。

イ 平日の午前中に出てくるというのは、それなりに都合を合わせなきゃいけない。夜や土曜日、日曜日とか、1カ月以上前の案内を、ぜひお願いしたい。